

九州ブロック司法書士会協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、九州ブロック司法書士会協議会(以下「本会」という。)と称する。

(組 織)

第2条 本会は、九州内の8司法書士会(以下「各司法書士会」という。)及びその会員をもって組織する。

(事務所の所在地)

第3条 本会は、事務所を福岡市に置く。

(目 的)

第4条 本会は、組織員相互の連絡協議により、各司法書士会及びその会員の資質の向上を図り併せて司法書士制度の発展強化に資することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各司法書士会の組織運営及び司法書士業務の改善進歩並びに連絡に関する事項
- (2) 研修に関する事項
- (3) 日本司法書士会連合会に対する提案議題等に関する事項
- (4) 総会において議決した事項
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

第2章 会の機関

第1節 役員

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理 事 10名以内
- (4) 監 事 2名

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表して会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理し、欠員の時はその職務を代行する。

- 3 理事は、本会の運営に参画する。
- 4 監事は、本会の資産及び会計の状況を監査する。

(役員を選出)

第8条 会長は、理事の中から総会で選出する。

- 2 副会長は、理事会の承認を得て理事又は総会構成員の中から会長が指名する。
- 3 理事は、各司法書士会の会長とし、司法書士会会長就任と同時にその資格を取得する。
- 4 監事は、会員の中から総会で選出する。

(役員の任期)

第9条 会長、副会長及び監事の任期は、就任後第2回目の定時総会終結までとする。

- 2 理事は、司法書士会会長退任によりその資格を喪失する。
- 3 会長及び監事は、任期終了後でも後任者が就任するまでその職務を行う。

第2節 総会

(総会)

第10条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第11条 総会は本会の会長、副会長及び理事並びに各司法書士会の副会長、代議員をもって構成する。

- 2 前項の代議員は、日本司法書士会連合会代議員をもってこれにあてる。

(総会の招集)

第12条 定時総会は、毎会計年度終了後3月以内に、臨時総会は、必要がある場合に随時、会長がこれを招集する。

- 2 総会を招集するには、会日から2週間前に、構成員に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。
- 3 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。

(総会の議決事項)

第13条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 会則の制定及び変更に関する事項
- (3) 理事会において総会に付議すべき旨議決した事項
- (4) 日本司法書士会連合会に提案する議案
- (5) 総会において、審議することを相当と議決した事項

(総会の議長及び副議長)

第 14 条 総会の議長は、出席している総会構成員の中から総会において選出する。

2 議長は、総会の承認を得て、副議長を指名することができる。

(議決権)

第 15 条 総会における議決権は、総会構成員各 1 個とする。

2 総会構成員は、他の構成員を代理人として議決権を行使することができる。

この場合において代理人は、代理権限を証する書面を議長に提出しなければならない。

3 選挙については、別に定める選挙規則による。

(議決要件)

第 16 条 総会における議決は、構成員の過半数が出席し、その過半数で決する。

可否同数のときは議長の決するところによる。

2 第 13 条第 2 号及び役員解任については、構成員の過半数が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で決する。

(議事録)

第 17 条 総会においては、議事録を作り、議長及び出席した構成員 1 名これに署名捺印する。

(総会開催地)

第 18 条 定時総会の開催地は、総会において決定する。

2 臨時総会の開催地は、理事会において決定する。

第 3 節 理 事 会

(理事会の組織及び招集)

第 19 条 理事会は会長、副会長及び理事 (以下この節において「理事会の組織員」という。) で組織する。

2 理事会は会長が招集する。

3 理事会を招集するには、会日より 2 週間前に、副会長及び理事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

4 前項の通知には会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。

5 理事会は、副会長及び理事会全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(理事会の決議)

第 20 条 本会の会務執行は、理事会の決するところによる。

2 理事会の議長は、会長とする。

- 3 理事会の決議は、理事会の組織員の過半数が出席しその議決権の過半数で議決する。可否同数のときは議長が決する。
- 4 理事は、各司法書士会の副会長を代理人として議決権を行使することができる。この場合において代理人は、代理権限を証する書面を会長に提出しなければならない。
- 5 理事会の決議については、特別の利害の関係にある者は議決権を行使することができない。この場合の議決権の数は、第3項の議決権の数に参入しない。

(署名による決議)

第21条 会長は、理事会の組織員の全員の同意があるときは、書面により議決を求めることができる。

- 2 前項の場合において、決議の目的である事項について、理事会の組織員の過半数が書面をもって同意を表したときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 会長は、遅滞なく決議の結果を理事会の組織員に通知しなければならない。

(理事会の議決事項)

第22条 次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 規則の制定及び改廃
- (4) 会長から付託された事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか会務の執行に関する事項

(議事録)

第23条 理事会の議事については、議事録を作らなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事会の組織員のうち1名が署名捺印しなければならない。

第4節 専門部及び事務局

(専門部の設置)

第24条 本会は、その事業を円滑に執行するため、次の専門部を設置する。

- (1) 総務部
- (2) 研修部

(総務部及び総務部長)

第25条 総務部は、理事会の定めるところに従い、本会の総務に関する事務を所管する。

- 2 会長は、会員の中から理事会の承認を得て、総務部長を置く。
- 3 総務部長は、本会の運営に参与し、理事会及びその他の会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 総務部の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会で定める。

(研修部及び研修部長)

第 26 条 研修部は、理事会の定めるところに従い、本会が主催、共催又は後援する研修に関する事務を所管する。

2 会長は、会員の中から理事会の承認を得て、研修部長を置く。

3 研修部長は、本会の運営に参加し、理事会及びその他の会議に出席して意見を述べることができる。

4 研修部の組織及び運営などに関し必要な事項は、理事会で定める。

(事務局及び事務局長)

第 27 条 本会に、その事務を処理するため、事務局及び事務局長を置くことができる。

2 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が指名する。

3 事務局は、総務部の所管とし、会長又は理事会において事務局長の所掌と定めた事務を行う。

4 事務局長は、その職務に関し、理事会に意見を述べることができる。

第 5 節 委員会

(委員会)

第 28 条 本会は、会務について諮問し又は執行を補助させるため、理事会の決議をもって委員会を設置することができる。

2 前項の委員会の組織及び運営などに関し必要な事項は、理事会で定める。

第 3 章 資産及び会計

(会計年度)

第 29 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(会費納入義務)

第 30 条 各司法書士会は、総会で決定した会費を納めなければならない。

2 会費は、1 年分の全額を毎年 9 月末日までに納入するものとする。

(経 費)

第 31 条 本会の経費は次に掲げるものをもってあてる。

(1) 会 費

(2) 寄付金

(3) その他の収入

(資産の管理)

第 32 条 本会の資産は、各司法書士会の合有とし、会長が管理する。

(予 算)

第 33 条 会長は、毎会計年度の予算案を作成し、定時総会の議決を経なければならない。

- 2 会長は、予算が成立しない期間においては、通常の事務を執行するために必要な経費に限り支出することができる。

(監査)

第34条 会長は、毎会計年度終了後、本会の収支決算書を作成し、監事の監査を受けるものとする。

- 2 監事は、監査の結果を総会に報告しなければならない。

第4章 補 則

(名誉会長・相談役)

第35条 本会に名誉会長1名及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、会長が総会の承認を得て委嘱する。
- 3 相談役は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 名誉会長及び相談役の任期は、会長の任期と同一とする。
- 5 名誉会長及び相談役は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正会則は、昭和51年10月4日から施行する。
- 2 この会則改正のとき、任期中の監事の任期は第12条3項の規定にかかわらず、第32回定時総会終結までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則改正は、平成8年6月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則改正は、平成14年6月9日から施行する。

(経過規定)

- 2 従前の会則第30条に基づき設置された研修委員会は、当分の間この改正会則第28に定める委員会として存続するものとし、研修委員の職にある者の任期は、なお従前の例による。